

農地パトロールの結果に基づき、現在、遊休荒廃農地の所有者等の各戸訪問を実施！！

栗東市農業委員会

発行日：令和5年3月10日
発行：栗東市農業委員会
所在地：栗東市安養寺1-13-33
TEL077-551-0319 / FAX077-551-0148

三二広報

地域の課題農地照会について(お願い)

栗東市農業委員会は、農業委員会の主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たすため、農業委員並びに農地利用最適化推進委員は、地域農業の現状を把握し、課題解決に向け、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、「遊休農地の発生防止・解消」に取り組んでいます。

毎年実施している課題農地の照会について、今年度も各農業組合長様宛てにご依頼させていただく予定をしております。

この照会結果を基にパトロール、また解消に向けての働きかけを実施しますので、お住まいの地域に気になる農地がありましたら、農業組合長様、または各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員までお知らせ下さいますようお願いいたします。

なお、令和5年7月20日からは委員改選により次期農業委員、農地利用最適化推進委員となりますので、地域担当委員についてはご注意ください。

※担当地区、改選後の次期担当委員については、決定後、改めて臨時号によりご紹介予定です。

祝



中島委員が滋賀県農林水産功労賞受賞！

令和4年12月20日、当委員会の中島豊勝委員が滋賀県農林水産功労賞を受賞されました。

中島委員は、産地発展のために青果産直センターの誘致に取り組み、契約産地の地位確立に貢献されました。

また、滋賀県果樹連合組合のいちじく部会の部会長や理事長を歴任し、果樹振興の発展にも貢献されました。

さらには、指導農業士として担い手育成に貢献、農福連携にも先駆的に取り組みをなされたことが評価され、今回受賞につながりました。

受賞に対して中島委員は「農福連携に先駆的に取り組むことは、不安もあったが結果としてこのような賞をいただくことができてよかった。」とコメントをされていました。



▲授賞式後の中島委員

農地法下限面積の撤廃について

農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権移転（売買、贈与等）または権利の設定（賃貸借等）を許可する要件の一つに、譲受人（借人）は、申請地を含めた農業経営面積が50a以上、必要とする下限面積が設定されています。

令和5年4月1日、農地法改正により、下限面積要件（いわゆる5反要件）が廃止となります。なお、農地取得に必要な要件は、下限面積のみ廃止となり、

- ① 所有の全農地を効率的に営農する全部効率利用要件
- ② 申請者、または世帯員が年間150日以上農業に従事する農作業常時従事要件
- ③ 周辺の農地利用に影響を与えないこと
- ④ 法人の場合、農地所有適格法人であること

上記4点については、農地取得の際、継続して必要な要件です。

※栗東市では、市街化区域において、下記の通り下限面積（別段面積）を30aと設定し、毎年報告を行っておりましたが、下限面積撤廃と合わせて廃止となります。

【栗東市における農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段面積】

別段面積を設定する地区名	別段面積の基準別 (則17条)	別段面積 (単位：a)	設定面積 変更日
坊袋、川辺、安養寺一～八丁目、上鉤、下鉤、小柿、中沢、手原一～五・七・八丁目、大橋一・四～七丁目、巻、荻原、笠川、霊仙寺一・二・六丁目、小平井	1項	30a	R4.11.10

令和4年中の農地の移動等について

令和4年中（1～12月）に、農業委員会が審査した件数と対象面積を、右表のとおり報告します。

農地転用や公共事業による農地の改廃により、この1年で農地は約5ha減少し、市内の農地面積は625ha余りとなりました。

なお、市街化調整区域における農地転用の申請は全15件中、許可15件、不許可0件でした。

農地法内容		件数	面積(a)
3条 (農地の権利移動)	所有権移転による移動	8	94
	賃借権等による権利の移動	1	29
4条 (自己転用)	転用許可(市街化調整区域) ①	9	40
	転用受理(市街化区域) ②	28	145
5条 (権利移動を伴う転用)	転用許可(市街化調整区域) ③	6	18
	転用受理(市街化区域) ④	35	293
18条	合意解約	14	366
農地転用計(①+②+③+④)			496

— 全国農業新聞を購読しませんか —

全国農業新聞は…

農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

(月4回金曜日発行 B3版10～14頁建 購読料：月700円[送料、税込み])

申し込みは栗東市農業委員会事務局（庁舎2階 電話077-551-0319）まで。

湖 南 地 域 農 業 振 興 大 会

ここ数年、コロナ禍の影響により開催がされておりませんでした。新型コロナ感染防止対策の徹底、また収容人数の70%の参加者に限定し、令和5年2月18日、草津市アミカホールで、湖南4市の農業者が集う湖南地域農業振興大会が開催されました。

地域農業振興をするうえで、課題共有、課題解決、新たな展開を目指すことを目的としています。



▲ 当日の講演の様子

今年度のテーマは、「これからの社会に求められる農業」として、近畿農政局滋賀県拠点の村山浩稔氏から、「食料・農業・農村基本法について」農業情報の提供、その後、「地域農業の次世代対策について」日本農業組合連携機構の小林元主席研究員より基調講演がありました。

当市農業委員をはじめ、多数の湖南の農業者が参加し、熱心に聞いておられました。

～農業者年金に加入しませんか～

農業者年金制度は、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的をあわせ持つ少子・高齢化に対応した農業者のための年金制度です。

○ 農業者の方なら広く加入できます。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。

○ 少子高齢化時代に強い年金です。

自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る額が決まる積立方式の年金です。

○ 保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位の自由選択）。

○ 終身年金で80歳までの保証付きです。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

○ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

支払った保険料は、全額（年額12万円～80万4千円）が社会保険料の控除の対象となります。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

その他、詳細は、栗東市農業委員会事務局までご連絡ください。

または、独立行政法人農業者年金基金のホームページにも詳細がありますのでご覧ください。
栗東市農業委員会事務局 [TEL:077-551-0319](tel:077-551-0319)

★加入者の声★

- ・貯金代わりに積立しています！
- ・節税効果が魅力的に感じます！



《 第 2 3 期栗東市農業委員会委員 ◆ 第 2 期栗東市農業委員会農地利用最適化推進委員 》

農地法に基づく申請・届出その他関係書類の

現 地 確 認 担 当 一 覧

農地法に基づく申請や届出等の手続き書類の現地の判断や、農地等に関するご相談は、下記の担当が対応します。

(担当期間：令和 2 年 7 月 2 0 日～令和 5 年 7 月 1 9 日)

区 域	担 当 集 落 名	職	担 当	連 絡 先	副担当
金 勝	山入・辻越・中村	農地利用最適化推進委員	山本 益造	077-558-1650	竹村
	蔵町・東坂	農地利用最適化推進委員	竹村 明	077-558-1734	山本
	井上・観音寺	農業委員	井上 幹雄	077-558-0555	青木
	上向・下向・川南	農業委員	青木 文男	077-558-1262	井上
	美之郷・浅柄野・雨丸	農業委員	中島 豊勝	077-558-0444	片岡兵
	片山・走井・成谷	農地利用最適化推進委員	片岡 兵藏	077-558-0093	中島
葉 山	伊勢落・林	農業委員	武村 秀夫	077-552-3132	林悦
	六地蔵	農業委員	林 悦子	077-552-3713	武村一
	小野・手原・大橋	農業委員	小山 邦一	077-551-0710	深尾
	宅屋・出庭	農地利用最適化推進委員	深尾 喜廣	077-553-2713	松村
	中	農地利用最適化推進委員	松村 洋子	077-552-3807	小山
	辻・小坂・今土	農地利用最適化推進委員	武村 一	077-552-0441	武村秀
治 田	目川・岡・下戸山	農業委員	小林 健治	077-553-1774	青木
	安養寺・坊袋・川辺	農地利用最適化推進委員	吉川新太郎	077-552-3548	林久
	上鉤・下鉤甲・下鉤乙・ 下鉤糠田井	農業委員	林 久	077-552-4557	片岡郁
	小柿・小柿第 1・新屋敷・中沢	農業委員	片岡 郁雄	077-552-1363	吉川
大 宝	蜂屋・野尻・苅原	農業委員	林 正和	080-6122-0884	中井栄
	縋第 1・縋北・縋南	農業委員	中井 栄夫	090-3276-3876	林正
	市川原・笠川・霊仙寺	農業委員	杉田 健一	080-8940-0589	駒井
	小平井・北中小路・十里	農業委員	駒井 英祐	090-9865-5381	杉田

※ 担当者に連絡が、繋がらない場合は、事務局から連絡します。

☆総会日程☆

第 32 回栗東市農業委員会総会・・令和 5 年 4 月 10 日(月) 午後 3 時 00 分～ 場所:危機管理センター3F 大会議室

第 33 回栗東市農業委員会総会・・令和 5 年 5 月 10 日(水) 午前 9 時 30 分～ 場所:市役所庁舎 4 階 協議会室

第 34 回栗東市農業委員会総会・・令和 5 年 6 月 9 日(金) 午前 9 時 30 分～ 場所:市役所庁舎 2 階 第 1 会議室

第 2 3 期栗東市農業委員会 会長：武村秀夫 副会長：林 久
編集：栗東市農業委員会農政・広報部会 農政・広報部会長：小山邦一
農政・広報部会員：小山邦一 / 杉田健一 / 青木文男 / 中井栄夫 / 駒井英祐
発行日：令和 5 年 3 月 10 日(金) 発行：栗東市農業委員会 TEL:077-551-0319 FAX:077-551-0148